

○日 時 令和2年3月6日 午前9時29分～午後3時13分

○場 所 議 場

○出席委員

13番	清 水 和 弘	委員長	12番	東 君 子	副委員長
2番	眞 茅 弘 美	委員	3番	上 迫 正 幸	委員
4番	沖 園 強	委員	5番	禰 占 通 男	委員
6番	城 森 史 明	委員	7番	吉 松 幸 夫	委員
8番	吉 嶺 周 作	委員	9番	立 石 幸 徳	委員
10番	下 竹 芳 郎	委員	11番	永 野 慶一郎	委員
14番	豊 留 榮 子	委員	議長	中 原 重 信	

【議 題】

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

議案第1号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

議案第2号 令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第5号 令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第25号 承認すべきもの（全会一致）

議案第1号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第2号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第3号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第4号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第5号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第6号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時29分 開会

○議長（中原重信） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に清水和弘議員、副委員長に東君子議員を選出]

△議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

○委員長（清水和弘） 本委員会に付託された案件は、令和元年度補正予算6件、令和2年度当初予算7件、専決処分の承認1件の計14件であります。

本日は、令和元年度補正予算6件及び専決処分の承認1件について審査を行います。

まず、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第25号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、令和元年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたことから、議会の承認を求めるものです。

今回専決処分いたしました歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ14億5,150万円を追加し、予算総額を148億2,130万円にしようとするもので、当初予算額より25.7%の伸びとなります。

補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴い、ふるさと納税返礼事業とふるさと応援基金積立金を増額するものです。

ふるさと応援寄附金の関係につきましては、12月議会の全員協議会において、年末に向けてさらに申込みが集中することが見込まれ、予算不足見込みとなった場合には専決処分に対応させていただくことを御報告しておりましたが、12月後半のふるさと応援寄附金の状況が予想を大幅に超える伸びを示し、12月末で寄附金収入見込累計額がふるさと応援寄附金の歳入予算を超え、返礼品経費に不足を生じる見込みとなったことから、緊急に補正を行う必要があったため、専決処分を行ったものです。

今回の補正財源につきましては、寄附金13億円、繰入金1億4,600万円、繰越金550万円の増で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） ふるさと納税の関係で、これ12月議会のときですね、清水議員のほうから資料要求がありまして、そのときの資料は平成28年度から件数と金額を書いた資料なんですけど、令和元年度の12月補正後において総件数を5万1,651件、それから寄附総額を16億円と見込んでいるという元年度の見込みだったんですね。

まだ、令和元年度は終わっていないわけですけど、今現在でこの補正に係る件数と金額、特にこの件数は何件になってきているんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 専決処分をいたしました補正において見込んだ件数、年度末までの寄附の状況ですけれども、総件数を7万5,560件、寄附総額を29億円と見込んで計上したところであります。

○9番（立石幸徳） ちょっと分かりにくかったんですが、その7万5千——これは今の実績じゃなくて、3月末を見込んでいるという意味ですかね。今の実績も教えてくださいませんか。

○企画調整課長（東中川徹） 専決処分をしたときの見込みで、今申し上げましたのが総件数7万5,560件、寄附総額については29億円と見込んで補正予算の専決処分をさせていただきました。

それから、今現在の状況について申し上げます。3月3日現在で入金等の確認ができた部分で申し上げますと、件数については6万8,638件、寄附総額については26億9,035万1,000円という実績であります。

○9番（立石幸徳） 各年度といたしましうか、いろいろこのふるさと納税のための施策といたしましうかね、取組がいろいろ変わってきてこうしていい結果を出しているんですけど、12月議会に出した資料以外の取組というのは別段ないわけなんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 12月議会の資料が今手元にないですが、寄附金が増額となった理由として一番大きいものは、本市独自の取組といたしますよりも、ふるさと納税の返礼事業、ふるさと納税の制度が全国的に浸透しまして、寄附される方々が増えてきたことがまず第一だと思います。

ただ、本市における取組としては、その資料と重なる部分もあるかと思いますが、地場産品が豊富であるということで本市の豊富な地場産品を活用した返礼品の充実というのが、30年度末は261品でしたのが今現在376品となっていることと、協力事業者の発掘ということで、これも30年度末は23事業者でありましたが現在40事業者、現在もこの返礼事業者でありますとか、返礼品の数については随時申込みがありますので、その数字よりも増えていると思います。

あと、ポータルサイトのページのリニューアルでありますとか、ポータルサイトの追加ということで、ふるさとチョイス、楽天、さとふるなどがありますが、そのほかに、ふるなび、ANAを追加しております。

それと、今資料を確認いたしました、大体この資料に書かれているような取組によって、ふるさと応援寄附をしていただく方が増えてきているものと思っております。

○9番（立石幸徳） あと、新しい取組は当然、当初予算にも関係しますし、いわゆる当初では企業版のふるさと納税という動きもありますので、一応、専決の関係では私はこれで終わります。

○6番（城森史明） ふるさと納税の機運が高まって増えてるちゅうことなんです、南さつま市も確か43億ぐらいになってましたが、その県内の19市における位置づけっていうのは現時点では分かってるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 今現在、集計したものはまだ手元にございませんで、最終的には市の会計は年度ということで、4月から3月までということになりまして、それと新聞報道等では、そのほかにも寄附金税額控除との関係で1月から12月でそういう部分を示されたものが出るかと思うんですが、今現在、本市がどれぐらいの位置にいるかは確認できておりませんが、上位にはあろうかと思えます。

○5番（禰占通男） 件数で7万5,000、金額で26億ち答弁してもらいましたけど、この中で使用目的を指定したものと指定していないもの、またその額について教えてもらいたいたいんですけど。

○企画調整課長（東中川徹） 使途別の数字で、額がよろしいですか、パーセントでよろしいでしょうか。

○5番（禰占通男） 件数がいいですね、分かる範囲で。

○企画調整課長（東中川徹） 先ほど言いました3月3日現在で申し上げますと、まず自然環境保全とまちなみ景観に関する部分が6,251件、9.1%です。2番目の快適で便利なコンパクトなまちづくり、都市基盤の整備等に関する部分が1,261件、1.8%、3番目の農林水産業をはじめとする地場産業、観光の振興に関する部分が6,568件、9.6%、出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進、健康増進に関する部分が9,963件、14.5%、5番目の教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する部分が5,691件、8.3%、6番目の市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくりの関係が1,518件、2.2%、7番目のその他まちづくりに関する事業で419件、0.6%、それからここが一番多い部分になりますが、指定のない部分が3万6,995件、53.9%となっております。

○5番（禰占通男） この指定なしの額というのは分かりますか。

○企画調整課長（東中川徹） 指定なしの額については、14億1,128万9,000円となっております。額の割合でいくと52.5%となっております。

○11番（永野慶一郎） 今年度は、すごいふるさと納税の寄附金の大幅な伸びでですね、大変うれしいことだと思うんですけども、先日ちょっとその関係する業者の方とお話しして、増えた要因は何なのかなって話をしてたんですけども、やはりその一つはこういったふるさと納税という仕組み、制度が広く知られるようになったのも要因じゃないのかなってというような話もお聞きしたんですけども、私のほうでちょっと思ったのが、逆に広く知られるっていうことはですね、本市に住んでる方もですね、市民もふるさと納税をしようかなという方も増えてはきてるんじゃないかなと思うんですが、言えば税の控除があるわけですから、市税に対する影響額ってのが増える一方で、逆にですね、本市の市税も減る可能性あるよなということでもちょっと気になってますので、もしよければ分かる範囲で結構ですので、状況を教えていただければありがたいと。

○税務課長（神園信二） 枕崎市の住民の方で、税額控除の適用を受けた方が127名、この方々が市外のほうに御寄附されてるのが968万8,000円であります。30年中ということで、30年1月1日から12月31日までの数字であります。

この寄附に係る控除の金額でございますが、控除を受けた金額が715万6,000円。本市の市民税への影響ということで、715万6,000円のうち本市の住民税分から税額控除を受けたのが429万4,000円となっております。31年中の分につきましては、ただいま申告中でありまして、集計が遅くなると思います。

○11番（永野慶一郎） 皆さん平等に使える制度ですのでですね、税収が減るからってことでそれはできないとは思んですけど、私が思っていたよりは影響額ってそうでもないのかなって今感じたところでしたので、また逆に入ってくるほうで税収を増やしていただければなと思います。

○4番（沖園強） 国のほうでもどういった動きになっているのか分かりませんが、普通交付税と将来に向かってですよ、普通交付税に影響が出るような動きっていうのはないもんですか。基準財政収入額に補足するよとか、そういった動きはないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 寄附金控除の分につきましては、基準財政収入額に反映をすることになっております。ですから、交付団体におきましては、簡単に言うと減収分の75%は基準財政収入額に算入されると。だから、100減っても75は普通交付税が増えてくるということになりますので、影響としては25%分という計算になります。

ただ、不交付団体につきましては、そういう計算をしてもなお収入の方が大きいということで、交付税には全く反映されないということになります。

○6番（城森史明） 財政課提出の資料の件なんですけど、元年度中の積立見込みが18億……。

○委員長（清水和弘） これは補正の審査の資料ですから、これはちょっと違うんじゃないかな。

○6番（城森史明） いや、ふるさと納税関係ですよ。

○委員長（清水和弘） それは補正じゃないんじゃないの。

○6番（城森史明） いや、ですから、ふるさと応援基金に関するあれですから、関連あるんじゃないんですか。後で質問しようとしてたけども、ふるさと納税をやってますから、あえて。

○委員長（清水和弘） じゃあ許可します。はい、どうぞ。

○6番（城森史明） 18億0,109万9,000円という額があるんですけど、これはどのようにしてこのような数字になったのか、御説明をお願いします。

○財政課長（佐藤祐司） 寄附金が1億円あるとすれば、30%の3,000万円は返礼品に直接充てます。そして、8%分を送料ということで計算しておりますので、38%分は返礼品経費に直接充てます。そして、62%分を積み立てるということになります。ですから、簡単に言いますと

寄附総額の62%分を年度中に積み立てて、また後年度それを活用するということになります。

○6番（城森史明） その配送料のほかに経費として、そのポータルサイトというんですか、手数料とかその辺のところは差し引かないんですか。例えば、エクリオにも手数料を払わないかんですよ。その辺の関連の経費を差し引いて、基金にするんじゃないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 直接差し引くというのは、その方々の返礼品が何だというのが確定できるというところにあります。そして、送料も確定できるというところにあります。ただ、ポータルサイトの経費は全体で計算することになりますので、前年度中に積み立てたふるさと応援基金を翌年度取り崩して繰入金として充てるという措置をとっております。

○6番（城森史明） ということは、後日に繰入金、この18億から支払われるということの理解でいいんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 取り崩して翌年度以降活用していくことになります。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25号は、承認すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、議案第25号は、承認すべきものと決定いたしました。

△議案第1号 令和元年枕崎一般会計補正予算（第6号）

○委員長（清水和弘） 次に、議案第1号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第1号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億9,810万円を追加し、予算総額を155億1,940万円にしようとするもので、当初予算額より31.6%の伸びとなります。繰越明許費は、ASF侵入防止対策事業補助ほか4事業につきまして、令和2年度に繰り越して使用するものです。地方債の補正は、学校教育施設等整備事業の追加と過疎対策事業ほか7事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、擁壁・法面変状対策事業、小学校非構造部材耐震化事業などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、県支出金6億2,433万2,000円、市税6,956万7,000円、地方交付税3,971万8,000円、繰越金3,503万円、市債2,090万円、財産収入ほか298万2,000円の増と、繰入金4,433万6,000円、国庫支出金2,109万1,000円、地方消費税交付金1,720万円、分担金及び負担金598万6,000円、環境性能割交付金ほか581万6,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（清水和弘） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○5番（禰占通男） 資料が出ていますので、資料について説明をしてもらいたいんですが。ま

ずここに示されている8番目と9番目ですけど、この資料の2番目に写真つきの部分があるんですけど、これについてこの事務以外の設備というのは、どのようなものを設置するということで補助対象になってるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 8番目につきましてお尋ねですが、資料にもありますとおり、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業で、国の政策目標であります農林水産物、食品の輸出額拡大に伴うHACCP等の基準を満たすため、食品製造業者等の施設の新設、機械設備等も含めたそういったものを支援するための補正をお願いするものです。内容的には、工場の新設と機械設備費用の支援補助となります。

○5番（禰占通男） いや、新設は分かるんですけど、その設備がここにも一応イラストという写真つきで4つくらい簡易に載ってるんですけど、これのうちのどういうやつを使うのかということと、ほかにまた設備が今まで既存で使ってるやつ以外に、HACCP用にするにはこんな特別な機器が必要ですよというような、何かそこら辺が分かってる分でもいいんですけど、教えてもらいたい。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今回、補正をお願いしてありますのは、2件の食品製造の工場です。1件につきましては、キハダマグロの加工です。内容的には、キハダマグロのロイン、ブロック等を製造する工場です。

これにつきまして、上屋であります建物の延べ面積が約2,200平米、これを設置されるということです。枕崎漁港で水揚げされました海外まき網船、運搬船等の冷凍キハダマグロを加工していくと。ロイン、カツオの刺身で言いますとフィーレとして成形したり、またブロックにして、それを製品として、海外輸出も含めて販売をしていくということでもあります。

もう1件は、かつおぶしの製造工場となります。これにつきましても、最新鋭のHACCP対応の機械設備を導入して、世界的にだしの原料となるかつおぶしの需要がありますので、一部輸出を含め生産していくと伺っております。

○5番（禰占通男） 一般質問でもちょっと課長が答弁なさったんですけど、21年6月からということになってるのを1年、何というか伸ばせるってということだったんですけど、それっていうのはもう22年6月って決まってるんですか。それ以上の順延とかそういうのってないんですかね、どうなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 食品衛生法の改正が平成30年にありまして、そして2年の猶予がありまして、2020年6月から法の施行となっております。そして、実際には1年間の経過期間があって、2021年6月から本格実施となっております。

それまでにHACCP対応ということで、5番委員の一般質問でもありましたとおり、業界のほうで全国の節類の生産者が集まって、現在そういったHACCP対応の業界としての節類生産者向けの手引書なり、素案を今検討中ということで伺っております。それができて、そして厚労省のホームページで公表がされていくと。

まだ、そういった研究、勉強段階ですが、業界と行政のほうも協議しながら、このHACCPという考え方が製品の購入から最後出荷までということで、生産工程の見える化、可視化を目的として、ハザード、食中毒等の危険要因等を取り除くということになっておりますが、ソフト的な部分、またハード的な施設整備の部分等も必要になってくる場合もありますので、行政としても何らかの支援ができないか検討しているところでございます。

そういった中、今回は国が農業生産物以外にも水産物の輸出向けの最新鋭の工場整備ということで、令和元年度の最終補正で組まれましたので、県内でも幾つかの自治体も検討したようですが、水産加工品関係では県内は枕崎市のみの申請で2件ということです。この2社におきましては、A社のほうが、金額の大きいほうが、従業員も20名を超える新規雇用を考えていると。また、もう1社のほうも10名程度の雇用を考えているということでした。

漁港の水揚げも、それに伴ってキハダマグロも揚がってきますでしょうし、またもう1社のほうもかつおぶしということで、かつおの水揚げも増えてくるのではないかなと考えて、地域経済にとっては非常にいい取組であると考えております。また、令和2年度でも15億ぐらい国が予算を組んでおりますので、事業採択に向けまして、今、複数の企業と補助要件に該当しないかということで検討を進めているところです。

○5番（禰占通男） 水産関係は本市の2社ということだけど、農業関係というのは分かる範囲で、どの程度の申請というかその対象になったとか分かりますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 私が今把握している段階では、資料要求にありました国の資料でもお茶とか書いてありますが、県の漁港漁場課と協議をして、管轄は農林水産省の食料産業輸出促進課というところですが、農産物関係が何件あったかは聞いていないところです。

○5番（禰占通男） 取りあえず今課長も言ったように、水産関係や食料産業の農業関係ということで、申請してどのぐらいの期間でオッケーが何か出るっていうことですか。関係ないんですか。いろんな事業計画を立てて担当省に申請しますよ。そうした場合、どのぐらいでこの対象になりましたよとか、その通知はどのぐらい期間はかかるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 期間といいますか、これは令和元年に入りまして、こういった企業のほうで工場の新設等の話があるところに、国が最終補正で支援事業創設の動きがあるということをこちらのほうで情報を得て、それに向けて半年なりの準備期間といいますか、この国の事業に向けて取り組んできた。企業としましては、H A C C P向けということで事前に工場の建設を検討していたところに、国が水産業のほうも農業にかかわらず水産製品等も輸出をとという水産庁の動きもありましたので、それに基づいて事前に準備を行ってきたということでもあります。

○6番（城森史明） その最初の1件でキハダマグロのということでしたが、例えばそれに限定された設備に出るのか、それともカツオとかいろんなものに使っていいのかっていうのは、その辺はどうなってるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 1件のほうは、今、委員からあったとおり、キハダマグロの加工施設ですが、キハダマグロに限らずカツオでも、先ほど言いましたかつおぶしでも、そういったH A C C P等の衛生管理を目指した最新鋭の設備が補助対象となりますので、キハダマグロに限ったことではないところです。

○6番（城森史明） それとH A C C Pの資格を取得すると、その維持するのにランニングコストも非常にかかるということでしたが、その辺はやっぱ結構維持していくのに経費はかかるものなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 現在、枕崎市のほうで10社といいますか、10の工場がH A C C Pの認証を受けている工場として把握しているところですが、イニシャルコストでやはり今回のように最新鋭の設備とか、工場の密閉とか、動物・昆虫等の侵入の防止とかいろいろあります。

ランニングコスト的には、定期的な指導検査を仰いだり、検査機関等の枕崎までの旅費とか検査、それらの費用がかかります。私が把握しているかつおぶし製造業の業界では、一般社団法人だったですかね、大日本水産会がその費用についてもランニングコストという意味では、それらの団体から一部助成があると聞いております。

認証をいただいてからも、毎年度そういった指導とか検査を受けなければならないということで、非常に労力もかかるし、費用もかかるかと伺っているところです。

○6番（城森史明） それと、この前、沼津市に政務調査に行ったときにですね、魚類市場がH A C C P対応の見学工場ということで造ってあったんですが、枕崎市の魚市場ですか、水揚げ場、あそこも将来的にH A C C P対応ということで見学にも対応できますよとなれば、非常にまた価値が出てくると思うんですが、その辺のところはこの事業ではちょっと微妙かなと、製造工場だけなのかなと思いますが、その辺についてはどう考えていますか、将来的な面を含めて。

○水産商工課長（鮫島寿文） 付随して、先ほどのキハダマグロの関係では、H A C C Pの考え方が原材料の仕入れから出荷までとなるわけですが、まずキハダマグロを海外のまき網船で捕ってくるわけですが、そういった船もH A C C P対応の衛生管理の充実した船で捕ってきて、そして水揚げも、今申しあげました枕崎漁港で揚げるということで、高度衛生型の荷さばき所がございますので、捕る段階からH A C C P対応衛生基準を取った船で捕って、そして水揚げも高度衛生で揚げて、そして工場も今補正をお願いしておりますH A C C Pの工場機械設備で製造、加工したものを出荷すると。そういうことで、最初の段階から衛生管理基準を厳しくするというので、付加価値の高い加工品、食品を提供していくと。

こういったものが、先進国を中心にマーケット、消費者ニーズが高まっておりますので、そういったことへの対応ということで今回キハダマグロ、特にキハダマグロはマグロの一種ですのでカツオよりも単価も高いですので、一層付加価値の高いものを提供していくと。アメリカ等ではお刺身もですが、マグロのステーキとか、そういった需要あるのではないかとということで、設備的にはカツオよりもどうしてもキハダマグロですので、大きな機械設備になるのかなと。

カツオですと大体4.5キロ、2.5、1.8とかありますけれども、カツオでも6キロぐらいありますが、キハダマグロというのはまだそれよりも大きい魚体をしておりますので、その加工ということでは枕崎になかった施設ということで考えているところです。

高度衛生の荷さばき所が外港にあります、将来的にはアジ、サバ等の水産センター前の岸壁のところの荷さばき所も高度衛生型の計画もございますし、6番委員からもありましたとおり、近海魚のほうも最新鋭の高度衛生型の施設、そういったものを造るときに見学ができるような、魚を身近に感じられる施設として、近海魚の市場も検討しているところです。近海魚の魚価単価にも跳ね返りがあるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（清水和弘） 先ほど、この食品製造業2社による新規雇用が30人程度と言われましたけど、この30人程度の中に地元住民の雇用が何人ぐらい認められますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） この補正をお願いしまして、国のほうも令和元年度の補正ということで、計画的には繰越しをして令和2年度に工事をして、そして令和2年度内の完成を目指しておりますが、ちょうどその時期が令和3年4月ということであれば、できれば地元雇用ということで地元の高校生とか、就職の時期と重なってくると思われまますので、地元雇用をお願いしたいと思っておりますが、今のところ地元が何人とかそういうことは私どもとしては把握してないところです。

もちろん両方とも地元の事業者が出資されてつくった会社でございますので、地元の雇用もあると考えているところです。

○委員長（清水和弘） 今、地元の雇用ということですよ、本当にこの枕崎、人口減少はもう止められないと思いますからね。こうした若い新規雇用、これをできるだけ多く雇用できるように努力していただきたいと思う。これは要望とします。

○9番（立石幸徳） 私も資料要求をさせていただいております。

まず、H A C C Pの説明資料の2番ですか、それでまず確認といいたいでしょうか、その事実関係を教えていただきたいんですが、先ほど水産商工課長のほうがキハダも漁獲、捕る段階から入港、そして製造っていいでしょうか、加工をですね、そこまで全部つながって衛生管理が徹底されるわけですが、この輸出関係の本市のそういうものはどっから、どの港から海外に輸出になっていくんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今回の2社が、国が進めるH A C C P等、海外輸出も含めるということでの事業でありますので、一部輸出を含めて輸出をされると思いますが、その製品につきまして私が考えますには、また港から船で輸出ということではなくて、多分陸送でそういった製品の輸出は枕崎の工場から、枕崎魚港から輸出というのは今のところないのではないかと考えて

いるところですよ。

○9番（立石幸徳） 今言うたのは、枕崎漁港からは輸出されないちゅう意味でしょう。陸送でするつったって、どっちみち日本から海外に行くには船を、港を使わんといかんじゃないですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 陸送で枕崎の工場から福岡まで持っていきまして、福岡のほうから海外輸出ということで伺っているところですよ。

○9番（立石幸徳） それで、よくいろいろこの輸出関係の今度も国の補正予算対応ですからね、国自体が農林水産物を日本全国で1兆円の輸出額を目標にして、まだ9,000億円台ですかね、まだ届かないもんで、とにかく1兆円の目標を達成しようということで、いろいろ取り組んでるわけですけどね。

その海外向けも、EU対応型あるいは米対応型のHACCPというふうに使分けが出てはいるんですが、そのEUと米国とかそういうそれぞれの行き先によって、HACCPの何か基準も違ってきてるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今、かつおぶし業界のほうでは、主に大日本水産会ですかね、そちらのほうのHACCP認証をこれまでも取ってきたと伺っているんですが、今回、キハダマグロの関係におきましても、同様のそういった部分を使われると思います。

国によって基準が違うと思うんですが、基本的には国連の食糧農業機関と世界保健機関のWHO、この合同機関である食品規格のコーデックス委員会からHACCP等の基準等が示されております。

それぞれの国において、HACCPの考え方を取り入れた食品衛生の管理基準等がございますので、そこはやはりアメリカ、EUでは違った衛生管理の定義づけというのがあるかと思えます。私のほうでは、まだその違いとかまでは把握してないところでございます。

○9番（立石幸徳） いや、ちょっと割と細かい突っ込んだお尋ねになってるかと思うんですけども、ただかつおぶしのほうもですね、先年、枕崎のほうもフランスかつおぶし、フランスちゅうことで、ヨーロッパばかりに向けているような感じがあるんですけど、実は業界全体では、既にこれ社名を申し上げますけど、削り節屋1、2の大手ヤマキはもう既にアメリカのほうに営業所を設けて、アメリカのほうの開拓といひましようか、そこもやってるわけですね。

だから、EUの対応というHACCP、米国対応のHACCP、その辺はまた、次の機会にでもですね、教えていただきたいと思えます。

それから、そのもう一枚の資料の食品衛生法の関係ですよ。この資料の改正の概要5番目なんですけど、この営業許可制度の見直し、この話で実はちょうど昨年の7月ですか、市議会と水産加工組合のいわゆる議会と語る会の中で、加工組合のほうからこの非常に意見が出されたんですけど、組合参事がこの点いろいろよろしくってというようなことで、当時の状況を説明をしてくださいましたけど、具体的にこのかつおぶし、水産加工業は現行の営業許可業種の34には入っていないわけですかね、そしてこれが最初に出されている営業許可の見直しに今度はなって、営業許可になるとこういうふうに変えとけばいいんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） HACCP対応の工場であったり、今、9番委員がおっしゃった営業許可の関係につきましても昨年、令和元年の当初から加工組合とも話をしているところですよ。営業許可制度につきましては、2021年6月1日施行ということで聞いております。

この見直しというのが、経過措置として3年間の猶予期間があると聞いておりますので、2024年6月1日から完全義務化がされるのかなと考えているところですよ。

今、委員がお尋ねのかつおぶし製造業というのが、私も法の改正で営業許可の対象業種に加わるのではないかと、また鹿児島県が営業許可のそういった分類なり、業種なりを定めると伺っております。国の法改正に伴いまして、それぞれの県が営業許可の対象となる業種や基準を設けていくのではないかと考えているところですよ。

○9番（立石幸徳） もう去年の7月の語る会で、その後、私も加世田保健所にも行ったんですけど、その今、課長が言われたように、県のほうがこれ条例かあるいは規則かで、今、業種をきちっと定めるといことが、その辺がなされないと、いわゆるその効力を持たないということ、県のほうがまだそれをやっていないちゅうことですか。かつおぶし業界はこうなりますという規定がまだなされてないの。

○水産商工課長（鮫島寿文） そういうことです。

○9番（立石幸徳） それ、いつ頃するんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先日も県に問合せもしたんですが、この営業許可の関係もかつおぶし製造業者の皆さんには大きな影響ということでお伺いしたのですが、国の法施行に伴っているような業界とも話を聞きながら、営業許可の内容の施設の共通基準でありますとか、そういった規定というのは今後定めていくという話を伺っているところです。

○9番（立石幸徳） もう1点、この件で。この食品衛生法というのは、言えばかつおぶし業、かつおぶし加工業者のみならず、一般の食品製造業、例えばレストランとか、あるいはそのいろんな食品を取り扱うそういう業界にもこの衛生法は適用されていくようになるわけなんですか。（「はい」と言う者あり）今、課長もそういうことだっていうことですから、そういう一般業者の指導といいましようかね、説明ちゅうか、それはその大日本水産会が全国のかつおぶし業界にもいろいろ指導するというのとは別個に、それは市の行政なり県のほうで、一般の食品製造業者あるいは食品の取扱業者にも説明会みたいながないといけないと思うんですが、そういうのはやっているんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 私どもは、特に基幹産業でありますかつおぶし製造業ということで、昨年からこういった動きをしているところですが、9番委員がおっしゃいますとおり、これはかつおぶし業界に限ってのことではなくて、飲食店、喫茶店、いろんな食品の製造業の全てに関わるものですので、そこにつきましては国の基準がそういうふうに変わってくる中で、各業界それぞれでまずは対応を考えていくということで動いていると伺っております。

枕崎市もかつおぶしにかかわらず、ほかの分野でも食品の練り製品でありますとか、そういったものも同じようなHACCP対応、HACCPの衛生管理に基づく、食品衛生法の改定となりますので、その辺は担当としましては県の生活衛生課ですかね、またこの辺では保健所の管轄になるのかなど、私どもももう少しほかの分野、食品衛生に関わる商店とか、そういった業をされている方への周知をどのようにしていいか、県のほうに問合せをしても、はっきりと基準等も示すことができないので、今のところそういった周知もされてないような状況であると伺っております。

○9番（立石幸徳） ただ、今度の本会議の禰占議員の一般質問で、課長のほうは今度の食品衛生法の改正の中では、ハード面の整備を伴うようなものが出てきたら行政としてもいろいろ支援をしたいと言われているわけですね。

そうすると、もちろん法律は今度の6月から始まっどん、来年の6月までには、そういうハード整備が必要なところは間に合わせんといかんわけでしょう、はっきり言いまして。

だから、その辺も速やかに対応できるようにしていただきたいと思います。

○委員長（清水和弘） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

○9番（立石幸徳） 私は、農業関係のこの減額の点でいろいろお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、まずこの林業・木材産業成長産業化促進対策6,000万ぐらい減額になって、ちょうど1年前の当時は平成でしたから、31年度当初予算のときにはいわゆるこの木質バイオマス

の関係で、この事業が出されているということで今度最終補正ですね、そっくりそのまま減額になってるんですね。この事情はどういうことで減額になってるんですかね。

○農政課長（原田博明） この林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業ですが、枕崎バイオマスリソース合同会社が仁田浦町に造成する木質バイオマス利用促進施設の整備に当たり、関連施設の導入費用の一部について国の補助を受けるものとして申請しておりました。

これにつきまして、国からの補助内示がゼロだったということで、最終的に減額補正したということになります。

○9番（立石幸徳） さっき私が言ったように、1年前の当初予算を出して、今、最終で落としてるわけですけど、その内示はいつあったんですか、国の。

○農政課長（原田博明） 内示につきましては、4月に内示があったわけですけども……（「それは去年の4月ですか」と言う者あり）平成31年4月でございます。

○9番（立石幸徳） 4月に内示があったら、もう例えば6月議会、9月議会もいっぱい議会は今日に至るまでたくさんあるわけですよ。何で、もう4月に分かったのが、今、減額補正なのかってということですよ。

○農政課長（原田博明） 4月の内示がゼロ内示だったということをお知らせしました。その時点で、今後どうするか検討いたしまして、県と今後、補正また追加の内示があるか探っていくということもありまして、県と協議する中で、補正をせずに一旦様子を見ながら進めていきたいと思いますということ、今になったということでございます。

○9番（立石幸徳） 補正というのは、その国の補正のことですか。

○農政課長（原田博明） はい、県も3月で落とすということで話を伺っております。

○9番（立石幸徳） 内示に出なかった理由ちゅうのは、こっちのほうではなかなか分かりにくいんですけども、状況的にはどういうことで外されたんですかね。

それから、当該事業者は当然この6,000万ぐらいの補助金っていうのは、はっきり言って当てにして事業をやろうということで計画されていたと思うんですが、その事業そのものはどうなってるんですか。

○農政課長（原田博明） 我々も振興局を通して、どういった理由でゼロだったのかお尋ねしましたけれども、内容については国から聞いてないということでございます。ただ、国からは全体的に要望が多かったということで、国の枠も決められていたということで、今回、枠指定の中で内示がなかったということでございます。

事業者とは、そういった中でいろいろと協議をしてきて、事業者には今後、県と一緒に補正等を検討していきますという話をしながら、事業者は自己資金で実施していくということで協議をしたところでございます。

○9番（立石幸徳） していくって、もう実際事業は始まっているんですか。つまり、何を聞きたいかという、事業が始まっていたらそれは当然自己資金でやるわけでしょうから、補助金というのはもう期待ちゅうか、できないですよ、事業はもう始まっているわけだから。その辺の確認だけさせてください。

○農政課長（原田博明） 事業は進めていくということで話を伺っております。その中で、途中で追加なり補正があったときには、その状況に応じた申請ができないかということも含めて、事業者と県と一緒に協議をしたところでございます。その中で、追加補正なり追加の事業がなかったということでございます。

○9番（立石幸徳） 今度、地方創生の中でも、いわゆる地域新電力会社とも関係あることなんadena、この辺のことはまたしっかりと対応をしていただけるように希望をしておきます。

もう一点、同じこの農業費の関係で予算書の34ページですね、同じページなんですが農村地域防災減災事業（調査計画）これは375万、これも当初予算を見ると全額これも減額になってま

すね、今度。そうしますと、これを桜山西ということで31年度当初には出てるんですが、これはもう調査計画はしないことですか、事業はどうなっていくんですか。

○農政課長（原田博明） 今、言われたように、県営シラス対策事業で桜山西地区が過去に整備した排水路等が近年の豪雨等によって被害を受けている。また、施設の老朽化などが進んでいるということから、今回、水路断面の再検査等を行う事業として平成31年度当初で上げたところでございますが、平成30年度までは国の補助率が100%でありました。

ただ、平成31年度以降に国が50%、県が25%、市が25%という補助率に変更になりましたので、それをもって市の負担金を計上したところでございます。

これが、令和2年度まで国の補助率が100%ということで、延伸されたということになりましたので、県及び市については負担額がなくなったので減額したということでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、次の新年度といいましょうか、令和2年度にこの事業は取り組むとそういうふうになら、元年度、平成31年度は自分たちの市の負担も出しとったけど、もう2年度からは負担が要らるので、令和2年度にやるとそういうふうを考えとけばいいんですか。

○農政課長（原田博明） この調査事業につきましては、令和2年度までは国県の補助もあるんですけども、新年度の当初予算で計上している農村地域防災減災事業につきましては、ここまですで国が補助をしているということで、計画策定については市でしていただきたいということで、当初予算は市の財源で計上しているところでございます。市の一般財源で、補助がないということで計上しています。

○9番（立石幸徳） 確認ですけど、これも私も当初予算のほうもちょっとこの関係で見たら、今補正で出てる分は桜山西の事業だったんですが、令和2年度の事業では東西を省いて桜山の事業という形に変わってるんですけど、これはどういう意味があるんですかね。

○農政課長（原田博明） 桜山東地区につきましては、平成30年度の事業で調査計画をいたしたところです。平成31年、令和元年度に桜山西地区を今回計上しておりました。

今回、桜山東地区、西地区が合体して新たな計画策定をすることになりますので、その計画につきましては、もう桜山地区1本で計画を立てることになります。

○9番（立石幸徳） 歳入がありますんで、一応、私は保留します。

○2番（眞茅弘美） 説明資料7番のASF侵入防止対策事業補助についてでございますけども、農政課のほうから提出されております資料を見ますと詳しく記してあるんですけども、養豚農家は以前に比べますと輸入肉の影響などにより廃業に追い込まれていると思います。

こちらに記してあります養豚農家10戸、11農場とございますけども、この数は本市の全ての養豚農家でしょうか。

○農政課長（原田博明） 養豚農家につきましては、本市は12戸ございます。ここに計上しているのが10戸ということでございます。

○2番（眞茅弘美） 地域別が分かりましたら教えてください。

○農政課長（原田博明） 12戸のうち、桜山地区が3戸でございます。残り9戸が別府地区になります。

○2番（眞茅弘美） 分かりました。そうしますと、10戸の方がこの事業をされまして、あと2戸の方はその防止柵のほうはされなかったということでしょうか。

○農政課長（原田博明） 2戸のうち1戸の方は、5頭ほどの生産で自分で対応するということです。あと1戸の方については、今、休業というか、豚が入ってない状況で、2戸の方は今回の事業ではやらないと伺っております。

○4番（沖園強） この件について、最終補正で313万1,000円ということになってるんですけど、明線もあるんですが、これ10戸の11農場のうち明線は何戸だったの。

○農政課長（原田博明） この予算要求時点で、農林水産省から資材が全国集中するということ

と、業者もなかなか手が回らないというような理由がございまして、農水省から来年度への繰越しを認めながら実施してほしいという要請がありました。そういうことで、今回繰越し明許で計上したところです。

今のところ、5戸ぐらいは完了しているということですが、残りはまだ実施しているところもあれば、まだ終わってないところもあるということで、最終的に工事が今年3月31日までに実施できないというような状況もありますので繰越しになるということでございます。

○4番（沖園強） 補正を何月議会だったかな、当初が166万6,000円だったんですよね。補正で313万1,000円組んで、その補正を組んだ分だけが今回最終補正で計上してるわけですよね。

そうすると、まだ5戸が、この予算書からいけば166万6,000円が繰越し明許分になるのかなというふうになるんですけど、戸数的には何戸が、今5戸がどうのこうの言うんですけど、どうなってるの。

○農政課長（原田博明） 今回の補正については、初めて上げた補正ですので、当初からこの額での補正となっております。

○4番（沖園強） いやいや、補正前の額が166万6,000円、補正が313万1,000円、合計が479万7,000円ですよ。

○農政課長（原田博明） 当初166万6,000円あった予算につきましては、堆肥センターの補助とか、ほかの予算で計上しているものでございまして、今回のASF侵入防止の保全については初めて上げたところでございます。

○4番（沖園強） はい、分かりました。

○5番（禰占通男） 予算書の20ページ。収入のほうだけど。

このアートミュージアム拠点の減額ちゅうのはどのような経緯なんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 事業を執行した上で、事業残に基づく減額補正で、事業費トータルで言いますと、このミュージアム拠点事業、地域振興推進事業、県の事業を活用しておりまして、最終的に事業総体的に638万4,000円となりました。

減額分が124万5,000円となりましたので、県からその半分補助をいただいておりますので、その分の減額になります。

○5番（禰占通男） これはもうずっと続けていくということなんですか、この拠点事業は。

○文化課長（中嶋章浩） 県の地域振興推進事業という南薩地域振興局を窓口にした事業を3か年実施していく予定で考えております。

○5番（禰占通男） 次に、この南溟館と関係あるんですけど、23ページで質問しますけど、愛知県で愛知芸術祭が開催するというので、文科省の補助金だと思いますけど、開催目的が申請したやつと実際中身がちょっと違って来たということで、何かそういうことで文科省からの補助金を得られる、得られないちゅうことになったんですけど、うちの国際芸術賞展、これは何か補助金対象というのは何か当てはまるようなやつはないんですかね。国からの補助金で対応になる事業費というか。

○文化課長（中嶋章浩） 国が直接補助ということではなくて、助成として地域の芸術環境づくり助成事業というのを活用して申請しまして、そこから500万円助成を受ける事業内容となっておりますけども、それについては目的をしっかりと達成しておりますので、特に返金、返還という話は来ておりません。

○5番（禰占通男） 新聞記事ですけど、一番の問題が持続性があるということと、芸術の中身を評価するみたいなことで書いてあったんですけど、うちも風の芸術展から延々とそうやって途中で趣向もちょっと名前も変わったんですけど、その継続性ということに対しては何か間違いはないと思ったんですよね。

今、補助金を500万もらってる、使ってるちゅうことなんだけど、また率の——競合するか知

らんけどいいのがあれば、またそれを何か利活用して、やはりもう始まったんだから、今後の持続性とその応募もここにありますが、出展料とか、この搬出料というのでも減額になってるから、ある程度予定したものとちょっと違ってきたのかなと思って予算書を眺めたんだけど、そういった取組を何か手だてはないんですかね。

新しいことを、何というか、より効率のいい補助対象を利活用するということに対して。

○文化課長（中嶋章浩） 文化芸術に対する補助事業はいろいろありまして、国から示される事業はたくさんございます。我々が南浜館でする公募展とか、対象になる事業もあることはあるんですけども、その事業を申請して全てが採択されるわけではございません。

今回、こういう国際芸術展を開催することに対して手を上げまして、採択されるかしないかはその財団であったり、助成する事業所によって異なってきておりますので、そういった事業の情報を絶えず注視しながら、我々は事業を行っております。

○4番（沖園強） 予算書の30ページをお願いいたします。

児童措置費の中で、施設型給付費（私立）が3,400万ほど減額されて国県支出金も減額されてるといふ補正になってると。これは補助事業の何か採択要件に合わなかった部分があるんですかね、事業費が減ったんですか。

○福祉課長（山口英雄） この施設型給付費の減額につきましては、保育に係る費用が減額したということでございますけれども、この施設型給付費につきましては、令和元年度の当初予算では平成30年10月時点の保育の状況等の実績に基づいて、令和元年度の施設型給付費の所要額を計算したんですけれども、実際に令和元年度になりますと、やっぱり入所児童の異動がございますので、総体的な入所児童が減っている。それから、施設型給付費の単価の高いゼロ歳児とか、2歳児とか、そこら辺の対象人数が特に減っていることから、今回3,400万程度の減となったということでございます。

○4番（沖園強） あと2点ほど、37ページ、土木費の住宅費の住宅建設費の国県支出金が減額された。調査設計等委託料、調査設計等が減額されてると。これはどういった観点で、どういう理由があって国県支出金が減額になったんですか。

○建設課長（松崎信二） 国庫支出金125万円に関しましては、事業確定により不用になった国庫補助金を減額しております。

○4番（沖園強） はい、了解。住環境整備費のこれ全額減額なんですけど、国県支出金も減額されていると、2分の1補助ですかね、これ。そうすると、これ採択要件か何かで採択されなかったのか、応募者がいなかったのか、どうなんですか。申請者がいなかったのか、どっちなんですか。

○建設課長（松崎信二） 耐震診断補助と耐震改修補助の両事業とも対象者がおられなかったために、不用額として落としております。

○4番（沖園強） いなかったちゅうことは、どういった啓発活動をやってるのかな。

○建設課長（松崎信二） この事業をお知らせ版、広報紙等でもPRしてるんですけども、平成28年度から制定されましたが、本市では今までも実績はないところで、近隣の市においても実績はないと伺っております。

○4番（沖園強） そうすると、今後はやっぱり継続的に啓発活動を行うということですか。

○建設課長（松崎信二） 今、委員からありましたように、継続的に当初でも組んでおりますし、住民の方から申請が来たときには耐震補助、耐震改修に補助ができるように対応したいと考えております。

○5番（禰占通男） 32ページの衛生費、災害廃棄物処理計画策定業務ちゅうのは丸々減額になってるんですけど、これは場所等、選定いろいろが決まって、その作業工程ちゅうのはどうなってるってこう減額になったんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 当初予算において計上しました災害廃棄物処理計画の策定業務につきましては、九州地方環境事務所が実施する災害廃棄物処理計画策定モデル事業、九州ブロックのうち、広域災害廃棄物処理計画策定促進モデル事業、枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市の4市で取組ができたことから減額補正をしております。

現在の作業工程としましては、九州地方環境事務所と九州地方環境事務所が委託した事業者による計画の最終チェックが行われているような段階でございます。

○5番（禰占通男） その結果というのは、いつ頃、もう出てるの。ほかの市町村は、うちは4か所くらい、一応当初説明ちょっとあったんだけど、それで最初説明どおり、そこに決まり。

○市民生活課参事（日渡輝明） 仮置場のことだと思いますが、仮置場についてはこれまでも答弁をした中で場所について、選定をして計画に上げてあるところでございます。

○9番（立石幸徳） 衛生管理組合議会在先月2月20日にあったわけですね、そのときに今度の新南薩地区クリーンセンターの造成の図面が資料提供されましたね。こういう形で造成をするという、その造成の図面の中に災害ごみの置場というのが位置づけられておりましたよね。

そうすると、今、市民生活課参事が説明したように、そのクリーンセンターの敷地内のその災害ごみ置場、これも含めて4市の全体的な災害ごみのいろんな置場、仮置場、そういうものが、この計画で作成、出来上がっていくちゅう、そういう意味になるんですか。

それとも、その今4市がやっとするそのクリーンセンターの部分だけの計画策定に本市が金を出して、その辺のことをこの計画が何を、図面を作るのか、ちょっと明確にしとっていただきたいと思うんです。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、この災害廃棄物の処理計画策定業務については、広域4市で取り組んでおりますが、それぞれの構成市の策定計画ということで進めているところでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、クリーンセンター横に今度造成の図面が出ましたからね、ある災害のごみ置場ちゅうのは南さつま市のみのごみ置場の関係に入ってるちゅうことですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 各市の仮置場で、仮置場から最終的にその処理段階で新クリーンセンターのほうへ搬入される場合の置場に位置づけられます。

○9番（立石幸徳） 各市でやるんだったら、何も4市でな、それぞれの市が造ればいいわけですからね。4市でその災害ごみ置場を云々ち話なんかしなくても、構わないんじゃないですか。

要は、なぜここを細かく言うかちゅうとですね。この間の組合に出された今度新しいクリーンセンターの造成というのは、非常にですね、南さつま市がこういう議会で言うと何かよその市を非難攻撃してるみたいになるんですけれども、例えば敷地から出る道路のその立体橋の部分も4億5,000万の造成費用に入れとるわけですね。そういうことやらあって、そのクリーンセンター横の災害ごみ置場がですよ、南さつま市のみが使うんであればですよ、その辺の説明はなかったからな、いろいろと我々もまた検討ちゅうか考えないといけない部分があるんで、ごみ計画、災害ごみ計画な、どうなってるのかちゅうのをはっきりさせてほしいんですよ。

○市民生活課参事（日渡輝明） 仮に、本市に災害が発生した場合において、仮置場のほうに、一旦その災害ごみは置かれる形になります。

それを処理するために、新クリーンセンターのほうへの搬出が出てまいります、例えば枕崎市から出た災害ごみが、新クリーンセンターの仮置場のほうへ持ち込まれることになります。

○9番（立石幸徳） そうしますと、それぞれの市がというより、一応は4市トータルでこの災害ごみ計画ちゅうのがまずあって、そして一時の中継みたいなちゅうかな、部分ではその各市が造るとこういうふうに整理すればいいわけですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、委員がおっしゃられるような形になっていきます。

○9番（立石幸徳） 歳入のほうで、固定資産税の関係です。

今度補正です、現年分が4,000万円、約4,000って言ったですよ、滞納分が減額なんですけど、この補正をされた現年課税分の明細っていいでしょうか、どういうことでこの増加っていいでしょうか、増額になっているのか、まずその説明をいただきたいと思います。

○税務課長（神園信二） 固定資産税につきましては、当初予算編成時に、調定額の合計、土地分、家屋分、償却資産分、合計10億6,800万程度を見込んで当初予算を編成したところです。

この時点では、収納率は97%という考え方をしておりました。これが4月の本賦課時、実際、課税の作業に入ってみたところが、調定額が10億9,500万円程度まで上がったということで、その後若干の更正がございまして12月末調定で10億9,800万円程度に変更になったということで、ここで当初予算編成時から12月末時点でのそれぞれ調定額の差が3,000万円程度出てまいります。収納率につきましては、12月末現在で98%は確保できるという考え方で今回の補正はお願いをしております。

調定自体が上がりました関係で3,000万円程度、それと収納率が1ポイント上がった関係で1,000万円程度というざっくりしたところで申し上げますとそういう勘定になりますけれども、現年分で4,000万円程度の増ということでございます。

○9番（立石幸徳） それで、今、収納率が上がったという部分で、本会議でもいろいろ出されてると思う遡及適用分というのは、その中にはどのぐらいあるんですか。

○税務課長（神園信二） 私、言葉の選択がよくなかったかなと思うんですが、当初予算の計上時では収納率を非常に厳しく見てたと、97%程度で見ておりましたが、実際、徴収の作業としまして98%は見込めるというふうに収納担当のほうの努力が毎年されておりますので、収納の向上というのはそういう意味でございます。

それと遡及によります影響が、例の償却資産の関係だと思えますけれども、遡及による影響はどの程度含まれているのかというふうなお尋ねでございしますが、償却資産の今回の1,194件ですか、このうち今現在で頂いているのは500件程度ということで、一般質問では御紹介を申し上げました。

そのうちのおおよそ10%程度、53件だったと記憶しておるんですけども、53件で遡及の金額は590万円になっております。ただ、この590万円につきましては、今回の補正の要素には含まれておりません。

といいますのが、1月以降の更正になりますので、先ほど私紹介しました12月時点での調定額に基づいた補正を計上しておりますので、1月時点の遡及については今回の補正には勘定はしてないということで御理解いただきたいと思います。

○9番（立石幸徳） この固定資産税の中で、土地、建物っていいでしょうか、そして償却資産という3項目あるわけですけどね。

土地、建物については、当然ながら法務局への登記という作業がございしますので、課税客体の捕捉といいましょうか、そういう意味では100%とは言いませんけど、ほとんどの確になされて、またなされやすい。償却資産の場合はもう言うまでもないんですが、申告という形で、申告ですから、申告しない人はもちろん罰則、ペナルティーあるわけですけど、課税客体をきちんと捕捉するというものではですね、私は非常に担当のほうも御苦労されるし、いろいろ問題も発生しやすいと思うんですね。

それで、この資産評価をどうするかということで、財団法人ですか、一般財団法人ですけど、資産評価システム研究センターというのがありましてね、これは私、枕崎市ではちょっと、この印刷物見てないんですが、他市で、資産評価情報というのは隔月、2か月に一遍ですか、出されて、窓口においてあるものですから、私も他市の情報のこの情報誌を何回か分けてもらってきて、この償却資産の評価の在り方ちゅうことでいろいろ書かれてて、具体的には唐津市辺りもですね、この間、税務課長が本会議で説明したような取組、経済産業省のいろんな協力を得てソーラー等

の把握とか、税務署に行っているいろいろ調べるとか、そういうこともやってるんですけども、この資産評価に当たって、まず総務大臣配分に関わる償却資産の実態調査というのがあるらしいんですが、本市はこの総務大臣配分に関わる償却資産の実態調査というのを過去やられたことがあるんですか。

○税務課長（神園信二） 総務大臣配分に係る償却資産の帳票につきましては、これは毎年固定資産税係から報告をする形になっております。

それに基づいた総務大臣配分の、収入も大臣配分の分がございます。配分になりますのは、JRの固定資産、路線、保有土地、九州電力等々、航路、船舶についての分、やはり大型船舶でいろんな港出入りして、いわゆる定置場が定まらない船については、総務大臣のほうで配分を決めて市町村に通知をして収入になっているところでございます。

○9番（立石幸徳） もう手短かに、当初予算かれこれありますのでね、言いますけど、最後に課長が説明されました、私、小型漁船の関係の人から、昨今の本市のこの償却資産のいろんな対応で非常にいろいろ正直クレームを受けたんですよ。

漁船関係もいろいろ調べると、もう非常に細かい規定があって、そのいわゆる課税客体になるのかならんのかとか、もう非常に煩雑なんです。大本を言えば、今度は固定資産税対象ちゅうのは、もともと償却資産は事業の用にしないとこれ課税されない。

これ事業に使ってるのか、いわゆる自分のレジャーあるいは、そういう家庭用に使うのか、その辺の判断から始まってくる。私はこういう何を申し上げたいかっつってですね。こういう煩雑な業務を各自治体の非常に少ない税務課の皆さんでですね、それこそ公正公平にちゅうて的確的確ちゅうても、とてもじゃないけど処置対応し切れないんじゃないかとも思います。まあやっていただきたいけどな、そこで要は制度上ですね、欠陥があるんじゃないかと。

つまり、例えば自動車とか云々というのは、もう購入するという時点から自動車税とか、いろいろ課税されますよ。だから、そういう形のな、さっきの情報誌にも唐津市の事例も出ている。全く本市と同様、だから申し上げたいのは税務課の現場からですね、やはり国県にこの償却資産のいわゆる徴収の在り方というのは声を上げるべきだと思うんですね。そのきちっとした土地、建物に大体そごうようなですね、そういう制度をつくれ、法律を改正しろと、そういう動きはないんですかね。

○税務課長（神園信二） まず、国への要望等々の動きというのは最後にお話をしますけれども、小型船舶の関係ですけれども、港をどこに置いてあるのかということとかが一つ、その償却資産の在りか、定置場ということで、いろんな疑義が出ているケースも他市にはあるようです。

ただ、今回私どもは県の漁船登録を全て洗い出しをいたしまして、枕崎漁港に所属する漁船登録船舶ということで対象を絞らせていただきました。それと、事業の用に供しているのかということの疑問につきましては、水産業で収入を得ているのかということと、確定申告、住民税申告で収入の状況も把握させていただきました。

そういうところで、定置場につきましては漁船登録で確認した上で、事業の用に供しているかにつきましては、収入の面で、申告データで確認をして、二重の網をかけてしっかり把握できるようにさせていただいたところでございます。

いわゆるレジャーボート、収入がない自分のレジャー用のものであれば、これは償却資産とはみなしませんので、対象にはなっていないということでございます。

あと制度上の欠陥といいますか、そういう紛らわしいところがあるので、制度をしっかりせよということをお願いする必要はないのかというお話でございますが、これは市長会等々をはじめ知事会等々でもその辺のところの要望が出ていた記憶が私のほうではございません。

ただ、全国の税理士会のほうでは、この償却資産については、そういう課税客体となり得るのか判断が非常に難しい税であるので、何とか善処されたいということをお願いするのを国の当局のほうに要望が

行われていることは承知をしているところでございます。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時6分 再開

△議案第2号 令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、議案第2号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第2号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,819万4,000円を追加し、予算総額を36億5,154万1,000円にしようとするもので、当初予算より1.9%の伸びとなります。

補正の内容は、総務管理費につきましては、被保険者の資格管理のさらなる効率化・適正化に係る自庁システム改修経費49万5,000円の増額です。

療養諸費につきましては、今年度実績見込みに基づく一般被保険者療養給付費4,244万9,000円の増額と退職被保険者等療養給付費1,900万円、一般被保険者療養費100万円の減額です。

高額療養費につきましては、同じく今年度実績見込みに基づく一般被保険者高額療養費3,500万円の増額と退職被保険者等高額療養費250万円の減額です。

繰出金につきましては、市立病院の機器整備に対する繰出金275万円の増額でございます。

以上の財源として、県支出金8,350万1,000円、繰入金9,517万3,000円、繰越金901万6,000円、国庫支出金49万5,000円の増額と国民健康保険税953万円、諸収入1億2,046万1,000円の減額で措置いたしました。

国民健康保険税につきましては、税務課長から御説明いたします。

○税務課長（神園信二） 私からは、国民健康保険税について申し上げます。

まず、一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしました全体予算は、当初予算5億2,069万6,000円に対しまして1.8%、953万円を減額補正し、補正後予算を5億1,116万6,000円といたしました。

一般被保険者現年課税分は、当初予算5億0,730万2,000円に対しまして4億9,884万8,000円で1.7%、845万4,000円の減、一般被保険者滞納繰越分は、当初予算1,251万5,000円に対しまして1,187万1,000円で5.1%、64万4,000円の減で見込んでおります。

現年分、滞繰分を合計した一般被保険者分全体は、当初予算5億1,981万7,000円に対しまして、5億1,071万9,000円で1.8%、909万8,000円の減で見込んでおります。

退職被保険者分は、現年・滞繰分を合計して、当初予算87万9,000円に対し44万7,000円で49.1%、43万2,000円の減で見込んだところでございます。

○健康課長（田中義文） 以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 歳出のほうのこの高額療養費なんですけどね、これは補正分は大体何名で、どの程度の高額が出るというふうに考えているわけですか。

○健康課長（田中義文） こちらのほうで高額療養費の80万円以上のレセプトの状況をお調べしたところ、28年度が月平均件数37件で4,800万円程度でございました。続く29年度が同じく37件の4,600万円程度でございました。30年度決算でも申し上げたんですが、30年度が件数は同じで金額が4,900万程度ということで若干増えているところです。

今年度になりまして、3月診療分から2月診療分が年度になりますので、12月までの実績を平均で計算いたしますと、一月平均で40件の金額が5,300万程度ということで、件数と金額が伸びているところでございます。

また、ただいまこの中身について分析中でありまして、当初予算のところでも御説明ができるかとは思っているんですけども、どのような病気が増えているかというところをお待ちいただきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 当初で結構ですから、もうちょっと詳細にですね、それでちょっと私も何ていうかな、記憶がちゅうとあれですけど、この高額の関係は制度改正では30年度ですね、どういう取扱いがあったんですかね。

○健康課長（田中義文） これまでも申し上げているように、保険給付費から出産に関する分と葬祭費を除いて、あと手数料を除いた部分は全額、県から交付されますので、高額療養費につきましても保険給付費に含まれておりますから、全額県から交付されることになっております、制度改革によってですね。

○9番（立石幸徳） それで、この資料で法定外の推移を出していただいたんですけど、元年度の関係がこれはもう繰り入れているわけですけど、歳入欠陥補填収入をもうゼロにしていますから、その今度の補正じゃ9,409万2,000円繰り入れているんですけど、最終決算時点にはこの9,400万の見通しとしてはどういうふうになるような感じなんですか。

○健康課長（田中義文） 最終的には5月の決算時点で、財政課と協議の上で金額は決定することになるかと思っております。

現時点で見込んでいる金額につきましては、この9,400万円の現在の財源不足について、歳入で補助金が1,000万円程度は上回る見込みです。まだ、交付決定が来てないものですから、これを上げることができなかったんですが、1,000万円程度増えるんじゃないかと見込んでいます。

あと、執行残がやはり1,000万円ぐらいにはなるのかなと思っておりますので、合計でいいますと、9,400万円から2,000万円程度引いて7,000万円前後が実質的な今年度の財源不足だと思います。

ただ、形式上の説明になりますと、医療費の執行残につきましては、それが一旦は繰越金に含まれますが、先ほど言いましたように、医療費については全額交付されるので、余った分は翌年度には返さないといけませんので、形式上の財源不足は、今言いました7,000万円より少なくなると思います。

しかしながら、実質的な財源不足自体は、やはり7,000万円程度になるのではないかと考えているところです。

○9番（立石幸徳） 国保税の動向というかですね、当然2年度の関係はもう当初予算であれするんですけど、2年度当初が一応、計上額としては対前年度4,000万ばかりだったんですかね。

（「8,000万円です」と言う者あり）8,000万ですかね、税のほうですね。（「税は3,500万円減

ですね」と言う者あり)それは減ってる。今度も令和元年度の国保税のこの補正で590万ぐらい減額しているわけですね。この国保税がどんどんっていうことじゃないですけどこう減っていきっていうのはどこに原因があるんですかね。

○**税務課長(神園信二)** 本年度の減の分につきましては、令和元年度の当初を編成します時点で、加入者の所得予測をするんですが、これを大きな加入者の所得で占めます営業所得、これを対前年度の実績の99%程度、それと農業所得につきましては対前年度の90%程度、その他の所得について95%程度、分離所得については同じく95%程度、対前年度の所得のというふうに予測をして、税の見込みを計上したわけです。

ところが、これが実績値で営業所得については対前年度比80.7%程度、それから農業所得につきましては73.5%程度、その他の所得につきましては97.6%程度、分離所得につきましては73.2%程度ということで大きな部分を占めます、いわゆる所得割の大きな部分を占めます営業所得につきましては予測より、予測は99%で見ておりましたので、80.7%と大きな落ち込みを見せているということで、どうしても所得割部分につきましては減少したということでございます。

これを表しておりますのが、平成30年当時の本賦課時の所得から今年度、令和元年の本賦課時の所得がおおよそ10ポイント程度落ちているという、総体合わせたときにですね。10ポイント程度落ちているということで、その所得の落ち込みによりまして所得割が減をする。ただ、所得割と均等割、世帯割と応益割の部分がございまして、そこは若干10%よりも引き戻して令和元年度の調定額は、1月末現在で対前年度比93.3%程度にとどまっている状況でございます。

このような状況から、年度末を見通してこの程度の減額をしなければならないだろうということで補正予算を計上したところでございます。

○**9番(立石幸徳)** 所得の落ち込みといえば一言なんでしょうけれども、これは当初のときでも結構なんですけれども、国保の被保険者の、今言った営業所得の分布でですね、その被保険者の数ですね、これを教えていただければ、今聞いてもいいんですけど、というのが、当然、今後2年度国保予算も相当な財源不足になってるんで、いわゆる所得落ち込みというのが、国保会計にどういう形で影響をするのかをですね、ちょっとやっぱり検証せんといかんですので、当初予算のときでいいですので、所得なしの方も当然出るんでしょうから、その辺をちょっと分布を教えていただければと、今急に言ってもあれなんで。

○**税務課長(神園信二)** 確認の意味で、所得分布と言いますと、加入者の中で営業所得を持っているのが何%ぐらいでというふうな分布と捉えてよろしいですか。(「例えばさっき言った農業所得等の分けもしてですね」と言う者あり)承知いたしました。それでは、国保の当初審査のときに……(「それで結構です」と言う者あり)

○**5番(禰占通男)** 私は、この繰入金のところの諸収入と6ページと7ページになるんですけど、一般会計繰入金が9,400万、当初予算から計上されている欠陥補填収入が1億2,000万になってるんですけど、今、課長から最初説明がありました最終的な不足分は7,000万程度になるだろうということなんですけど、この補填収入を1億2,000万見て、一般会計からも繰入れて9,400万ち、その約2,600万の差額ちゅうのはやっぱりこれ予想するからこうなるんですかね、どうなんですか。

○**健康課長(田中義文)** それまでは、かなり大きく膨らんだ歳入欠陥補填収入になってたんですけども、制度改革により事業費納付金制度になりまして、先ほど言いましたように、医療費が幾ら増えても県から全額交付されますので、もう歳出の大きな部分である事業費納付金がもう年度途中で動くことはありませんので、年度途中の財源不足が大きく変動するというのは少なくなってます。

この1億2,000万円の歳入欠陥補填収入を、毎年度末には財政課と協議の上で一旦これをゼロに戻しまして、法定外繰入れの9,400万円に組み替わった形になり、2,600万円の減額になって

おりますが、一番大きいのは5ページの下にあるんですが、県支出金の県補助金の保険給付費等交付金のところの特別交付金が2,800万円増額になっております。

その中で、一番大きいのが説明欄の真ん中にあります都道府県繰入金（2号分）の2,628万8,000円の増額で、そのうち2,625万円は保険税の収納率確保向上に関し、本市が県内で最も成績がいいということで、特別にこういう補助金が支給されております。

これは、年度当初で見込めないものですから、昨年度ももらえたんですけど、今年度ももらえたということで、1億2,000万円から2,600万円減額になったのはそれが最も大きいところでございます。

○税務課長（神園信二） 一般質問でのお答えを委員会まで保留させていただいた部分がございますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

国保加入世帯のうち第三子に係る均等割等々を減免するとしたときに、どの程度の財政需要が必要かという質問に対しまして、お答えができずに持ち越しておりました。

私、帰りましたから加入者のデータ状況を見たんですけども、いわゆる加入者の世帯状況で、言えばお父さんお母さんと子供が2人いると、このときに第一子、第二子なのか、それとも第二子と第三子、1人はもう既に独立してどこか出ていってしまって、そういう世帯なのかというのが判別できるようなデータにはなっておりませんでした。

そのため、児童手当の実績から受給を受けている子供のうちの第三子の割合というのをはじき出しまして、その割合と18歳以下のお子さんの数に乗じて大体推計しましたところ、国保加入世帯で第三子でいらっしゃる方が53人程度であろうと推計をしております。

この53人に、均等割の3万3,500円を乗じますと177万5,000円程度の影響額と、第三子に限って均等割をなくす措置を取れば、そういう金額が出てまいります。

○14番（豊留榮子） 御丁寧にありがとうございました。53人程度、推計でということですね。そうすると第一子、第二子の場合、これ分かりますか、影響額。

○税務課長（神園信二） 第一子、第二子の場合が分かりますかと言いますと、先日の一般質問の中で18歳未満のお子さんに対して均等割を廃止した場合というお問い合わせでございました。

そのときに、18歳以下のお子さんが国保加入者の中で何人いるかというのは380人程度で、影響額が1,270万程度という答弁をしてデータをつかんでおります。これが15歳とか12歳とかいう刻みにしたときに、15歳以下の場合がお子さんが303人、影響額がおよそ1,000万円、12歳以下のお子さんが246人で、もし均等割を廃止した場合の影響額としましては820万円程度になると把握しております。

○健康課長（田中義文） 国民健康保険基金条例改正の審査の際に御質問があり、答弁を保留していた分を今答弁してよろしいでしょうか。

まず1つ目が、後発医薬品利用率の御質問がございまして、最新の1月審査分における後発医薬品の利用率は87.1%で、国の目標である80%を上回っているところでございます。

それともう一点が、保険者努力支援制度の順位等の御質問がございまして、先日も申し上げましたように南九州市が1番で、枕崎市は獲得点数につきましては19市中6位で、南九州市の獲得点数を取得したと仮定して、どのぐらい増えるのか計算してみたんですが、結果は190万5,000円という金額になります。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議ありませんので、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第3号 令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○委員長（清水和弘） 次に、議案第3号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第3号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、予算総額を3億3,155万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

歳出につきましては、今年度の保険基盤安定負担金の額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金23万9,000円の増額と平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算返納に係る償還金及び還付加算金5万4,000円の増額と繰出金5万4,000円の減額です。

以上の財源として、繰入金23万9,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） この後期の場合の保険基盤安定制度、これはどういうふうになってるんですかね。

○健康課長（田中義文） 後期の場合も、軽減の対象になる世帯であったり人数であったりを、基準日現在で税務課が報告をいたしまして——失礼いたしました。国保は税務課で申請しておりますが、後期の場合は広域連合で申請されて、その分が交付されるというものでございます。

○9番（立石幸徳） だから、我々なかなかその軽減の、国保は7割・5割・2割ですね。後期の場合のもうちょっと詳細に、どういう軽減の保険基盤安定制度になっているんですか。

皆さん頭をひねってこうしてるから分からんのでしょうかけれども、23万9,000円の出てきた根拠が分からんじゃないですか。今度の補正はそれだけでしょう、ある意味で。実際、皆さん方が国保の場合は税務課できちっと対象者と対象額を出すんでしょうけど、後期の場合は実際そういう事務作業をされていないということですけども、ただ制度の中身だけはつかんどらんと、23万9,000円になぜなったんですかっていったら、連合会に聞いてくださいと言うんですか。

○健康課長（田中義文） 申し訳ありません。広域連合から、基盤安定負担金の金額とそれに伴う補助金が一般会計に県のほうからまいりますので、その金額は承知していたんですが、その詳細についてはまた確認をいたしまして、当初予算の段階で御説明いたします。

○9番（立石幸徳） 何もかんもな、さっきはなんか基金条例を保留しとったというか、私もおかしいなと思ったんですけどね。保留しとって条例がよう採決に入ったなと思うんですけども、もうこれだって当然それは国保の場合の基盤制度もまず財政のほうに入りますよ。でも、その大体軽減のその何ていうんですか、何割軽減が後期の場合はあるんですか、基本的なことですけど。その軽減制度ぐらひは分かっと思ってもらわんと、こうして予算に補正額を出すわけだから。

○健康課長（田中義文） 7割と5割の制度がありまして、2割は——7割・5割・2割ですね。国保と同様に7割・5割・2割が制度上はあります。ただ、特例の軽減措置があったものですから、9割軽減があったり8.5割軽減とかがあったものですから、説明がすぐにできなくて申し訳ありません。基本的には7割・5割・2割の制度でございます。

○9番（立石幸徳） そうしましたら、9割は元年度ですか、特別にやられた軽減措置というこ

とですか。そして後期はこれからですね、75歳以上ですから私なんかも目の前にきてるんですけども、どんどん増えていきますよ、被保険者が。そうすると、その辺のものは、それは当然事務は連合会がするかもしれんけど、きちっとそういう制度の中身というのは分かっと思ってもらわんと、何か他人ごとみたいに言うとおかしくなりますがね。対象者も教えてください、軽減の。

○健康課長（田中義文） 先ほど言いました7割・5割・2割の7割軽減の方が9割の特例措置を受け、本則に今戻している段階でございまして、現在8.5割軽減と8割軽減と5割と2割の4種類になっております。8.5割軽減というのは33万円以下でございます。

8割軽減というのが33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の場合、5割軽減というのが国保と同様、33万円プラス28万円掛ける被保険者数を合計した金額が基準所得以下の世帯です。2割軽減というのが33万円プラス1人当たり51万円に被保険者数を掛けまして、その合計金額が基準世帯収入以下の世帯になります。

○9番（立石幸徳） そのさっき言った3つの7・5・2が8.5云々というのは、これは一時的に8.5割ということなんですか。これが8.5割がずっと続いていくんですか、永久ということじゃないけど。

○健康課長（田中義文） 基本的には7割・5割・2割ですけども、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足したときに、低所得者の負担軽減を図る意味で、9割軽減、8割軽減というのがあったんですが、それが徐々に本則に戻されて2年たちますと7割軽減になります。

○9番（立石幸徳） 2年というと、いつですか、令和。

○健康課長（田中義文） 資格取得からですね。

○9番（立石幸徳） そうすると、資格取得からといたらそれは消えてどんどん新しく、その被保険者は、加入者はどんどん何ていうかな、75歳が増えてきますからね。そうするとその人たちが2年たったらということですから、その8.5割っていうのはなくなるということはないわけな。（「はい」と言う者あり）率直に言って、健康課長は何か答弁に苦慮してるみたいですけど。

実際、この後期の本市の、例えば対象の市民がですよ、何で私は今まで8.5割だったのに7割に戻ったのとか何とかって問合せっていうか来たときに、窓口では誰が対応するんですか。それは連合会に聞いてくださいって言ってるんですか。

○健康課長（田中義文） 保険料になりますので、税務課の窓口で対応していますので、ちょっと……。

○9番（立石幸徳） そしたら税務課長に答えさせてくださいよ。

○委員長（清水和弘） 立石委員、指名してから質疑してくださいよ。指名してから質疑してくださいよ。

○9番（立石幸徳） いや、続きですから。基本的なことが全然分かったらんようなふうだからほら。逆に、私はあら探しをしてる気はないですよ。当然、8.5割が2年たてばな、今休憩中ですから7割になって、市民がですよ、何で私は7割になったんですかって当然来ますよ。そしたら、私は窓口で——答えられんから、休憩なら休憩をしてくださいよ、ちゃんと答えられるまで。（「別な機会にやったらどうなんですか。質疑にならんでしょう。」という者あり）

○委員長（清水和弘） 答弁できますか。

○9番（立石幸徳） 委員長、今、休憩中ですか。

○委員長（清水和弘） いや、まだ休憩とは言ってませんから。

○9番（立石幸徳） 健康課長は税務課長がやっとならうから、税務課長に答えてもらったらいいんじゃないですか。

○委員長（清水和弘） 暫時休憩します。

午後1時48分 休憩

午後1時49分 再開

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

○健康課長（田中義文） 平成20年度に後期高齢者医療制度が開始したときに、特に被扶養者の方についてこれまで社会保険の扶養であればお金を払わなくてよかった方が後期高齢になった関係で、この後期高齢者医療制度は個人個人に賦課されますので、保険料がかかるようになりました。その関係で被扶養者について9割軽減が実施されておりました。この均等割の9割軽減については、9割が29年度に7割、30年度に5割、そして31年度に本則に戻るということです。

申し訳ございません。整理をして、改めて説明させていただきたいと思います。

○9番（立石幸徳） 最後に聞きますけどね、時間を長引かせる気はないけど、今度補正で出てる23万9,000円というのは、今言ったその例えばその2年間のあれが、何ていうんですか、期限の関係でいろいろ調整する、その関係がこの23万9,000円に出てきてる補正額ですか。

○健康課長（田中義文） いえ、今年度の人数であったり、世帯であったり、実績に基づいて金額が確定しましたので、調整をしたというものでございます。年度途中で制度改革の影響が出てくるわけではないです。

○9番（立石幸徳） それは、何で健康課長はそういうふうに断言できるんですか。制度の中身がな、しかつとつかんどらんのに、こういう関係はないですと言えることが、私はどうも根拠があるのかなのか分からんからさ。財政課長に聞きますけど、この繰入金部分は、どういう形で入ってきてるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 一般会計の予算を見ていただきますと、財源としては18ページにあります。後期高齢者医療保険の基盤安定負担金17万9,000円と市が出すべき部分と合わせて23万9,000円を特別会計のほうに繰り出しているということです。

○9番（立石幸徳） 私が気にしてるのは、私も正直はっきり分からんのですけどね、まだね。説明する人が分かっとらんから私なんかも分かりようがないですよ。何を言いたいかというのと、後で整理をして言いますってそんな関係のあることを保留しとってな、採決はそれはでけんですよ。この予算は賛成も反対もでけんがね。だからしつこく聞いてるんですよ。

○健康課長（田中義文） 申し訳ございません。軽減制度につきまして、改めて御説明いたします。本則上は、7割・5割・2割の軽減になっておりまして、5割と2割については従来から変更はありません。7割部分につきまして、30年度におきましては33万円以下については8.5割軽減でございました。それが引き続き31年度で8.5割、令和2年度で7.75割、令和3年度で7割になります。

もう一つ、世帯全員の年金収入が80万円以下の場合などにつきましては、30年度が9割でございます。今年度8割、令和2年度から7割、以降は本則の7割になるということで、30年度における9割軽減、8.5割軽減の方が本則である7割に段階的に減少していくという制度でございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、今これ31年度、令和元年度の補正ですから、来年度からはこの分の、この関係の補正っていいんでしょうか、これは発生しないと、こういうふうになるんですかね。

○健康課長（田中義文） 今、委員がおっしゃるとおり、今年度につきましては8.5割と8割と5割と2割、4つの区分が生じております。来年度はこの軽減割合が下がりますので、7.75と7割・5割・2割ということで、また4つ発生をいたします。

この基盤安定負担金につきましては、対象者を見込む際には、制度の見直しを見込んで数字は計上いたしますので、今回補正に上げた部分につきましては、人数とか世帯の確定に基づいて金額が決定したものでありますので、制度の見直しそのものの内容は含んでいないということでございます。来年度も年度途中で補正があるかとは思いますが、それはあくまでもその実績に基づ

いて補正を行うということでございます。

○9番（立石幸徳）先ほど言ったその対象者の数は分かっているんですかね、それぞれの。

○健康課長（田中義文）それぞれ申し上げます。8.5割軽減につきましては被保険者数が1,504人でございます。5割軽減につきましては665人、5割軽減のもう一パターンありまして、被扶養者に係る分があるんですがそれが3人、2割軽減につきましては446人となっております。合計で2,618人となっております。

○4番（沖園強）ちょっと教えていただきたいんですが、軽減額の影響額と基盤安定繰入金との相関関係といえいいのかな、どうなってるものですか。減額分がどれだけ影響がありましたよとか、積算はしてないの。国保にも言えることなんだけど。

○健康課長（田中義文）国保の場合でいえば、1月末現在の軽減の対象になる方については10月の基準日で計算しますので、実際の軽減額とは若干異なりますが、基本的には同様の額になります。

○4番（沖園強）金額と繰入金と同額に。

○健康課長（田中義文）繰入金額はほぼ同額になります。

○4番（沖園強）ほぼ同額になるの。

○健康課長（田中義文）ただ、算出基礎となる時期で見た場合の軽減が何世帯、何人ということで計算しますので、決算では少し差はありますが、基本的には軽減措置に見合うだけの基盤安定繰入金が措置される制度になっております。

○4番（沖園強）当初でもいいですから、その辺は31年度はこうこうだったですよというのを示していただければありがたいですが。

○5番（禰占通男）この後期高齢者の集団健診といえいいか、健康診断、これは何かやっぱりこのメリットが、メリットというか何か財政的なメリットというのはあるんですか。自由なんですか、受ける受けないというか。

○健康課長（田中義文）後期高齢の方の健診は長寿健診と言っておりまして、医療機関で個別健診で実施しておりますが、それに対する御褒美的な、受診率が上がれば補助金がもらえるということは、今のところはないです。かかる費用の3分の2については広域連合から交付される制度になっております。

○委員長（清水和弘）ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘）異議もありませんので、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時11分 再開

△議案第4号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（清水和弘）再開いたします。

次に、議案第4号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第4号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万円を減額し、予算総額を28億2,780万8,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.1%の伸びとなります。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金376万9,000円及び地域密着型介護サービス給付費120万円の減と介護予防サービス給付費120万円及び介護給付費準備基金積立金358万9,000円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金358万9,000円の増と繰入金376万9,000円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 私、まず予算の前に言うとな変ですけど、今、この新型コロナで鹿屋のほうだったですかね、大隅のほうの特養施設が入所者なり、あるいは職員もそうでしょうけど、特養施設で感染者が発生した場合のその対応といいましようか、隔離をすとか何とかあったんですけど。本市の特養について、とにかく体力の弱い方々が相当数いるわけですのでね、そういうマニュアルちゅうか、どういう対応するかというのは担当課のほうではチェックしているのか。

○福祉課長（山口英雄） 今回の新型コロナウイルスの感染の関係につきましては、厚生労働省のほうから社会福祉施設に対して、特養とかそういった老人福祉施設もそうですけれども、こういった対応を取りなさいという通知が随時流れてきます。

市としましても、それを随時各施設に流して対応をお願いしているところがございます。各施設がどんな対応を取ってるのかについて、こちらのほうでヒアリングをしておりますので、電話ヒアリングですけども、特養の中では施設によって対応は異なりますけれども、面会を禁止とか、そういった措置を取っているところもございます。

○9番（立石幸徳） 面会禁止はもう外部にも分かりやすいですのでね、私も面会できないよちゅうのも耳にしてるところもあるんですけど、仮の話でもないんですけど、その施設内に感染者が出た場合には、今、その課長が言った国の通知ではどうなさいますか。

○福祉課長（山口英雄） 今、手元に通知を持ってきておりませんが、国の通知、今、枕崎の対応としましては、今現在感染者もおりませんので、鹿児島県でもまだ発生はしていませんので、まだ感染を防ぐ、入り口を防ぐということで対応してますので、感染者が生じた場合の対応とかがっていうところは、まだ十分、私把握していないところで、各施設にもまず発生を防ぐために面会禁止とか、そういった水際の対応を取ってくださいというふうに言っているところです。

○9番（立石幸徳） 国の対応もよく後手後手だっているのも出てくるんですけどね、後手というには私自身はどうかなって部分もあるんですけど、まだ枕崎にはいないですからというようなことではなくて、発生したらどうするちゅうのを先般の新聞報道ではちゃんと隔離して云々とか、どっかのところでそういう手を打ってるわけですよ。

枕崎には云々ちゅう話と違うんじゃないですかね。これは仮の話じゃないと思いますよ。予想されることですから、ある意味では。

○福祉課長（山口英雄） 今のその部分につきましては、先ほど言いましたとおり、今手元に持ってきてませんので、今取りに行かせておりますので、ちょっとお時間をください。

○9番（立石幸徳） 資料が来てからでもいいんですけども、ただどうすべきなんだということを担当のほうも分かるとってほしい、そうすることが……。

○委員長（清水和弘） 今、資料取りにいつているから、それからまた質問してください。

○9番（立石幸徳） いやいや、ですからそれは事前に仮の話ちゅうんじゃないなくて、一応は分かっているじゃないことだと思うんでな、それは一応意見として申し上げておきます。

○委員長（清水和弘） 気持ちは分かりますけど、今ちゃんと行動しとるからそれを待ってお願いします。

○5番（禰占通男） 6ページ、7ページなんだけど、積立金なんですけど、補正前の額は6,014万1,000円、それに358万9,000円積み立てて6,373万円にしようとしているんですけど、これは何か決まった目標とかあるんですか、積立金については。

○福祉課長（山口英雄） 今回、介護給付費準備基金積立金に358万9,000円積み立てる補正をしておりますけれども、今、5番委員がおっしゃいました積立ての目標があるというわけではございませんが、介護給付費準備基金の本来の目的は、介護給付費に万一の不足が生じた場合の財源調整のためで、そういったことが主たる目的として積立てをしているわけですけれども、今回の358万9,000円の補正につきましては、保険者機能強化推進交付金が交付されるという交付決定が来ましたので、保険者機能強化推進交付金分を基金に積み立てるということでございます。

○5番（禰占通男） それで、ここに負担金もですけど、このサービス給付費が減額になって、その同額の予防サービス給付費が計上されているんですけど、この関連はどうなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回、保険給付費の増額減額の関係ですけれども、介護予防サービス等諸費におきまして、介護予防サービス給付費の中で介護予防通所リハビリテーションが当初見込みよりも利用者が増えまして、給付費が増える見込みとなりました。その関係で、給付費を介護予防サービス等諸費のほうを120万円の増額としました。

その財源といたしまして、介護サービス等諸費のほうは、地域密着型介護サービス給付費ですけれども、こちらのほうにつきましては、これまでの議会でもお尋ねがありましたけれども、この第7期計画期間中に開設しているだろうと当初そういう予定でございました地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所が、まだ実際に事業開始に至っておりませんので、その地域密着型介護サービス給付費の財源を介護予防サービス給付費のほうに組み替えたということでございます。

○5番（禰占通男） 今、介護給付費のほうからちゅうことなんだけど、この認知症の高齢者とか重度のその方たちは、本来はこの介護サービスのほうで対応するべきものを今度のこっちの給付費のほうで対応するちゅうことですか、今しているということですか。

○福祉課長（山口英雄） いえ、そういうことではございませんで、介護給付費の地域密着型小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、当初予算におきましては、月平均大体87人の利用があるだろうと、市内の3つの事業所で、というふうな計画でございました。

ところが、1事業所がまだ開設しておりませんので、実際の利用実績としましては、月平均56人となっております。そういったことで、この地域密着型居宅介護サービス給付費、居宅介護給付費が大幅に減額する見込みと現段階ではなってるんですけども、そのうちの120万円を不足が生じた介護予防サービス給付費のほうに組み替えたということでございます。

○9番（立石幸徳） さっきの資料はいつ来るんですか。いや、委員長が取りにいつてるからちゅう言ってるって。

○福祉課長（山口英雄） すみません。資料がまだ間に合っておりませんので、もし差し支えなければ、当初予算のときでよろしければそちらのほうで御説明いたしますが、よろしいでしょうか。（「ああ、構わんですよ」と言う者あり）

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

△議案第5号 令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、議案第5号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第5号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書末尾をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ531万円を減額し、総額9億3,932万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し1.3%の増となります。

繰越明許費は、公共下水道根幹的施設の建設工事に関する協定の処理場・機械に係る繰越額6,000万円及び枕崎終末処理場ほか再構築基本計画に係る繰越額900万円です。

補正の内容は、公営企業会計適用費及び下水道整備費の支出額確定に伴う不用額の減額、並びに公債費の利率見直しによる補正です。

補正額は、公営企業会計適用費が51万円の減、下水道整備費が480万円の減、公債費元金が45万4,000円の増、公債費利子が45万4,000円の減となります。

なお、以上の財源としまして、繰越金179万9,000円の増、繰入金150万9,000円、事業債560万円の減で措置しました。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 7ページの公営企業会計適用費ですね、本年度1,600万ぐらい使ったわけなんです。これで一応、この公営企業会計適用費ちゅうのは、過年度も合わせてもう一応、この分も適用費は終わりというふうに考えていいんですかね。

○水道課参事（永江隆） 令和元年度において終了になります。

○9番（立石幸徳） そうすると、過年度分と合わせてこの適用費は幾らぐらい使ったもんなんですか。

○水道課長（松田誠） 地方公営企業法適用業務委託におきまして基礎調査関係で4,000万、あと申し訳ありません。予算額でした。地方公営企業法適用業務は、資産の調査関係ですけども、これが1年目で548万4,000円、2年目で822万円、3年目で822万円となっております。

また、公営企業会計システムの構築業務がありますので、システム構築が1年目が367万2,000円、2年目で749万5,200円となっております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、今度の1,600万円を入れると全部、総額で幾らになるんで

すか。

○水道課長（松田誠） 3,300万程度となっています。

○9番（立石幸徳） 分かりました。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時39分 再開

△議案第6号 令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、議案第6号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 議案第6号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入において、その他医業収益の減及び負担金の増に伴い医業収益を1,181万7,000円の増、長期前受金戻入及び負担金の増に伴い医業外収益を5,993万6,000円追加するほか、補助金の増に伴い附帯事業収益を21万3,000円追加し、収益的支出において、経費の減に伴い医業費用を1,555万1,000円減額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億7,163万2,000円に対し、総費用7億0,921万3,000円となり、3,758万1,000円の純損失となる見込みです。

資本的収入及び支出においては、企業債の減及び国民健康保険調整交付金の繰入金並びに負担金の増に伴い収入を747万円追加し、建設改良費の減に伴い支出を358万9,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、収入1,637万円に対し支出が5,188万1,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額3,551万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 10ページ、医業収益のところで、この諸検査料収益が180万ぐらい下がってるんですけど、これはどういった事情ちゅうか、どういう理由で下がってきてるんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 検査料の収益減につきましては、当初予算は平成30年12月時点での実績を基に算出していますので、12月末時点で昨年度と比較しますと、件数は1,175件から1,095件で80件減少している分が大きな要因となっております。

- 9番（立石幸徳） 今、件数が千七百幾らから幾らになったつつったんですかね。
- 市立病院事務長（高山京彦） 1,175件から1,095件で80件の減少となっております。
- 9番（立石幸徳） これも介護同様、新型コロナの関係で検査が保険適用になったということで、医療機関でもすぐそのまま検査ができますよというような格好なんですけど、市立病院はこの新型コロナの感染の検査というのは対応できるんですか。
- 市立病院事務長（高山京彦） 受入れ関係については、病院名は非公表としておりますので、その点につきましては答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。
- 9番（立石幸徳） 昨日も、たまたま地域医療構想会議があつて、私も傍聴を知覧のほうでしたんですけど、非公表ですから、ある病院ができますよっていうことをちょっといろんな会議の中で言われたところがあつたと思うんですけどね。
- 公表するのにいろいろ支障もあるんでしょうけど、ただ全然知らない人が市立病院に行って、そんなときはどういうふうに、それは今受け入れますよと言えば公表したことになるんでしょうけど、その公表を全然しないと行きようがないですよ。
- 市立病院事務長（高山京彦） そういった可能性がある人につきましては、とにかく保健所のほうに連絡するようお願いしまして、その保健所の指示の下にその患者がどこかの病院に行きそこで検査することになります。
- 9番（立石幸徳） これ大事なことだと思うんで、もう一言聞きますけど、そうすつとその可能性のある人ちゅうことですが、私なら私がちょっと非常に今日は疲れたと、熱もあると、感染してるかどうかは分からんけど保健所にな、どこに行きなさいと、どの病院に行きなさいと保健所は言うことになるんですか。
- 市立病院事務長（高山京彦） そうです。新型コロナの定義は、37.5度以上の発熱が4日以上続くとか、倦怠感が、だるさが強いとか、そういった症状を保健所に患者が連絡しまして、その患者の連絡内容を基に保健所が、それでは疑いが強いとか、それなら普通のかかりつけでもいいんじゃないかとかもあると思えますけども、疑いがあればそういった病院を紹介するということです。
- 9番（立石幸徳） 検査は、国民ちゅうかそれは無料になる、結果的に。医療機関のほうは、この分はどういう対応をしたら保険、診療報酬で入ってくるんですか。
- 市立病院事務長（高山京彦） 今言われてるのが、額が1万8,000円、そして検査負担部分が5,400円という報道がありますけども、そういった正式な文書は来ておりませんが、その5,400円分につきましては国が負担すると聞いております。
- 5番（禰占通男） もう一度お聞きしますけど、37度5分熱があつたとして、だって普通、患者は行き慣れた病院とか、かかりつけがあればそこに行くわけでしょう。そこから今事務長が言うように、保健所に通報してそれからほかの病院どうのこうのちゅう話になると思うんだけど、結局、普通の市民ちゅうのはまずはちょっと熱があるよね、自分の家で37.5度あるかどうか知らんけど、ほんなら病院行こうかちゅうことになると思うんですよ。
- 受け付けますよ、受け付けませんよちゅうのは、やっぱりはっきり分かってたほうがいいんじゃないですか。だって、たらい回しになる。ここに行ったらほんならうちはちょっと駄目だとか何とか。
- 市立病院事務長（高山京彦） その点につきましては、発熱した場合とか、そういった場合には中には通さなくて入り口で止めます。そして、その症状を聞いて疑いが強いということであれば、そこで保健所に連絡して、保健所と医師の指導を仰いで感染症の疑いが非常に強いのであれば、そういった医療機関を受診してくださいと、医師と保健所が連携をしているところでございます。
- 5番（禰占通男） 今は内部へ入らせないち、そしたら病院は全部、今どこか外に、外か入口

かに誰か立ってるちことですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 先ほど定義の話をしましたけども、37.5度以上の発熱が4日間以上続くとか、強いだるさがあるとか、そういった人たちは、入り口で待ってもらって、看護師等が状況を聞いて疑いが強ければ保健所に連絡することになっております。

○5番（禰占通男） うちの大体の市内の病院というのは入って、受付かどっか真っすぐでしょう。直行でしょう。まず自動扉で入ったら。そこを確認したいんですよ。

○市立病院事務長（高山京彦） 今市民や国民にお願いしてるのが、まずは医療機関に行くときには、もうダイレクトに行かないでください、電話なり相談して、保健所なり、かかりつけでもいいですので、そこに御連絡してから来てくださいとお願いしておりますので、そこで水際対策みたいな形でしております。

○5番（禰占通男） 総務課長はどうなんですか。市民の方が全員、今、事務長が言うことを理解してるとは思えないんですけど。

電話して病院へ行く、そしたら病院が外で、入り口のところで待つとって、ちょっと熱があったらほかの部屋で熱を計って駄目ですよち、それなら分かるけど、結局中に入れないちことは、もう実際、患者ちゅうか疑わしい者は行けないちことですよ。

○委員長（清水和弘） 今、枕崎市のほうは、このコロナウイルスに対して市民に対する広報はどのようになっとるんですか。

○総務課長（本田親行） 庁舎管理につきましては、総務課の主管となりますけども、病院は管理者がおりますので、病院の管理につきましては病院のほうで答弁いたします。

○5番（禰占通男） 市民に対しての周知はどうなってるんですかちことですよ。

今、乾燥注意報が出てから消防署からの防災無線通報が毎日のようにやってるんだけど、その、今度の新型については一言も触れてないし、そこら辺をどうして市民は分かってるのかと思ってるんですけど。

○総務課長（本田親行） それぞれ健康課とか、お知らせ版等でも周知しておりますけれども、ホームページを見ていただくと、一番目立つところに新着情報ということで、それからまた厚労省へのリンクを張るような形でお知らせしているところです。

○5番（禰占通男） 今は、緊急時じゃないけど鹿児島では発症してないわけだから、その中でホームページを見てくださいますよち言って、若い人はスマホを持ってるかもしれん、ほんならその一番かかりやすい高齢者ちゅうのはパソコンもしない、スマホもしないちゅったらどこでどうして知るんですか、そういうニュース。

○委員長（清水和弘） 今、5番委員は広報の在り方について聞いてるんじゃないの。

○総務課長（本田親行） 新型コロナウイルス全般の対応についての広報ということでしょうか。

ですので、ホームページ等で広報しておりますし、また、厚労省からの対応をリンクするような形でお知らせしているところでもあります。

高齢者等が、スマホとか見れるのかということでございますけども、連日のように報道等でもされていると思いますので、全く高齢者が情報を得られないということではないと思っておりますが、その都度必要な段階に応じて、また広報はしていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） テレビ等では、ダイヤモンドがまだ停泊しているときから鹿児島県内の保健所の電話番号がずっと列挙されたけど、新聞に連絡先が載ったのは昨日か一昨日ですよ。新聞に鹿児島県の一覧が出たのは、小さい文字で。

だから、それは新聞を取ってる人が分かることで、今はほとんど新聞も取ってないでしょう。そしたら、市民がどうして事務長が言うように37.5度あつて行くのか、ちょっと額をかかかってちょっと熱あるよねちゅうときは行くのか、持病で薬なんかもらうときについてに行くのかちゅったら、もうそうなったら遅いですよ。

やはり、そこを何かこうちゃんと連絡先どうのこうのを確認して病院へ行ってくださいと私は確認すべきじゃないかなと思うけど。

○市立病院事務長（高山京彦） 各病院がどういった対応をしてるか分かりませんが、広報とは別にダイレクトに来ないように、どこの病院もだと思えますけども、正面玄関のところ大きく、定義を先ほど言いましたけども、こういった症状がある場合は入らないで、ここに直接、保健所に電話するなり相談をしてくださいと正面玄関にも張り出し紙はしているところがございます。

○総務課長（本田親行） 5番委員のほうから新型コロナウイルスの対応についての市民への周知のお尋ねでございました。健康課長が参りましたので、健康課のほうからお答えいたします。

○健康課長（田中義文） 新型コロナウイルスの対策本部の部員をしておりますので、私から新型コロナウイルス感染症予防の市民啓発について御説明いたします。

正確な日にはあれですが、新型コロナウイルスのまず感染症予防の啓発をホームページで2月初旬から行っております。

あわせて、2月のお知らせ版の中に市民への啓発チラシの折り込みを行っております。本日全戸に配布いたします広報まくらざきの中においても、新型コロナウイルス感染予防に関するチラシを折り込んであります。

その中で、市民の皆さんにお願いしているのは、とにかく手洗い、うがい、そして咳エチケットの徹底と、そして感染が疑われる場合、もしくはそういう新型コロナウイルスに関する一般的な相談については、窓口は加世田保健所になっておりますと、加世田保健所のところを分かるように啓発をしているところでございます。

○5番（禰占通男） そのお知らせ版はいつのやつですか。

○健康課長（田中義文） 2月20日号のお知らせ版でございます。

○6番（城森史明） 1ページの医業収益と医業費用がありまして、この今度の補正で3,000万ほど圧縮はされてるわけですね。

それで、この最終的に医業収益と医業費用についてはどれぐらいの、現在1億6,000万ぐらいの赤字になってますけど、最終的にはどれほどになっていくものなんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 病院事業収益と病院事業費用につきましてですけども、大体三千七、八百万ぐらいの赤字、先ほどの……。

○6番（城森史明） それをすると、医業外収益が入ってくるでしょう。それを除いた医業収益、医業費用の話をしてるわけです。

○市立病院事務長（高山京彦） 医業収益と医業費用の部分につきましては、今度負担金とかそういったものが収益のほうは入ってきますけども、この部分につきましては、大体医業収益と医業費用についてのみの対比をしてないものですから、全体でしかしてないものですから。

○6番（城森史明） 本来的には、事業で事業収支が一番重要視されて、事業の中で黒字を出していかないと企業は一般的には成り立っていかないわけで、その比較っていうのは非常に大事なことだと思うんですね。そういう面で事業を分析するということですから。

そういうことで、今の状況では医業外収益でそれをカバーして、トータルでは黒字っていう流れだと思うんですが、医業外収益、当然、繰入金になると思うんですが、これは基準外というのは何か限度額というのは何かあるんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 基準外の繰入れはございません。

○6番（城森史明） そしたら、基準内繰入金である程度穴を埋めるというか、埋めてあとは基準外繰入れで黒字化すると、そういう流れですね。

○市立病院事務長（高山京彦） 基準外の繰入れはございません。基準内で全て一般会計から負担金をいただいているところでございます。

○6番（城森史明）　そういうあれで、例えば繰入金の内訳をここに書いてありますが、負担金とかありますよね、その内訳はどうなってるんですか、現時点での。不採算地区病院の運営に関する経費とか、救急医療の確保に要する経費とかあるんですが、その内訳はどうなってるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦）　医業収益の部分につきましては、救急医療の確保に要する経費ということで1,401万1,000円、あと医業外収益につきましては全て申し上げますけども、医師の派遣を受けることに要する経費が96万8,000円、あと児童手当に要する経費が323万7,000円、公立病院改革プランに要する経費が19万6,000円……（「細かいやつはいいです」と言う者あり）あと大まかなものにつきましては、企業債償還利子に要する経費が469万1,000円、不採算地区病院の運営に要する経費が9,168万1,000円となっております。

○6番（城森史明）　1億6,000万の医業収益、その赤字が医業収益、医業費用であるんですが、それをこの他会計の負担金を足しても1億6,000には届かないんですが、この差はどういうふうになってるんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦）　今、そこの部分というのが、赤字、損失というところになってるところでございます。

○6番（城森史明）　最終的に、この3,750万円の赤はどういう形になっていくんですか。

○市立病院事務長（高山京彦）　今後は不用額が生じます。執行残による不用額が生じますので、そういった形で、平均で3年から5年間ぐらいの平均でいいますと、3,700万から3,900万円ぐらいの不用額が生じます。

そして後々、2月、3月の診療実績、そういった影響で大きく変わる、そういった形になるかわかりませんが、収支を均衡に持っていければと思っております。

○5番（禰占通男）　5ページの繰入金の内訳をちょっと教えてもらいたんだけど、どういう医療行為で、その一般会計からの繰入れになったかちゅうことなんだけど、往診とかいろいろあるんだろうけど、それについて件数と金額的なことをちょっと、端数はいいですから。

○市立病院事務長（高山京彦）　5ページの繰入金、これにつきましては、11ページを御覧ください。

これは国保の調整交付金で275万円の医療機器部分の交付金ということで繰り入れているものでございます。

○5番（禰占通男）　医者は、いろいろやってる医療行為というか、往診とか何とかかんとかの講話とかそういうのは入ってないんですか、これには。

○市立病院事務長（高山京彦）　ここには入っておりません。

○5番（禰占通男）　往診とか、その講話をやってこの令和1年分ちゅうのには入ってない、そういうのは。

○市立病院事務長（高山京彦）　その繰入金はございません。

○4番（沖園強）　また、1ページに戻って申し訳ないんですけど、2条予算で3,758万1,000円の赤を見込んでいますと、先ほど例年毎年不用額は3,700万程度発生しているということで、大体とんとんになるのかなと、そういう見通しなんですけど、これはあれですよ、12月時点の試算、積算になってるわけですよ、そしたらその後、1月2月踏まえてどうですか、動向。どういう流れになってるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦）　1月は、平均、例年並みだったんですけど、2月はまだ数字が出ておりませんが、2月のほうが外来の患者数とか、入院者数を見れば例年よりかは落ち込むのではないかと思っております。

○4番（沖園強）　何かこう、とんとんでいくのかなというような見通しがあって、ちょっと安心したんですけど、大変でしょうけど頑張ってくださいと思います。

○9番（立石幸徳） 私は、もう最後に1点だけ、当初予算もいろいろありますので、昨晚ですね、地域医療調整会議で枕崎市立病院の一つの方針といいたいでしょうか、病院長、病院管理者の佐々木院長が発表されたんですが、お尋ねしたいのは、もう枕崎市立病院の調整会議での発表といいたいでしょうか、それはもう昨日で終わりと、そういう形で捉えていいんですかね、中身にはちょっと触れませんが。

○市立病院事務長（高山京彦） 一応、昨日の発表の時点での承認は、地域医療調整会議で得られたところでございます。

今後につきましては、あと民間病院の部分とか、昨日は欠席だったですけども、指宿のほうの病院もまだ未発表、薩南病院は終わったんですけども、指宿医療センターがまだ発表されてなかったんで、そういった部分を含めて、また今から調整会議で議論されていくものだと思います。

そういった議論された中で、いや待てよ、公立病院はもうちょっと頑張ってもらいたいとか、考えてほしいという再検討を求められる可能性はゼロではないということです。

今後も民間病院とかの数値を見たら——民間病院の数値を出すかどうかは分かりませんが、民間病院における病床数とか、南薩全体の数とか、そういった資料が出され、今後6月かどっかその辺りになると思いますけども議論されていくことになると思います。

○9番（立石幸徳） そうしますと、大体いつをめどにその全体のあるべき、こう南薩地区の案っていいでしょうか、それはいつをめどに決めることになるんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 説明では、令和2年9月を目標にそういった結論を出していきこうという動きではありましたけども、その期間はタイトじゃないかと、厳しいんじゃないかということで、期限が先延ばしされるのではないかとはいわれていますけども、そういった正式な文書がまだ今の時点では来ていないところでございますが、去年から国とか県とか説明されてますけども、令和2年9月までには何とか市立病院としての病床数は確定させることになると思います。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、3月18日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

また、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合わせのとおりいたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

次の委員会は、来週の月曜日から各会計の令和2年度当初予算の審査に入ります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時13分 散会